

文教民生常任委員会記録

(令和元年第6回定例会)

1	日時	令和元年12月12日(木) 午前10時00分開会 午前11時25分閉会
2	場所	常任委員会室
3	出席委員	舘野裕昭 委員長 阿部秀実 副委員長 増渕靖弘 委員 谷中恵子 委員 梶原隆 委員 藤田義昭 委員
4	欠席委員	なし
5	委員外出席者	なし
6	説明員	別紙のとおり
7	事務局職員	小杉 議事課長 山崎 書記
8	会議の概要	別紙会議記録のとおり

文教民生常任委員会 説明員

教育長		高橋 臣一	1名
市民部	市民部長	袖山 稔久	8名
	生活課長	鈴木 武司	
	地域活動支援課長	関口 守	
	市民課長	佐藤 博	
	人権推進課長	黒田 浩造	
	保険年金課長	渡辺 富夫	
	生活課長補佐	高橋 学	
	栗野コミュニティセンター所長	湯澤 紀之	
保健福祉部	保健福祉部長	早川 綾子	8名
	厚生課長	小林 和弘	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	亀山 貴則	
	介護保険課長	齋藤 信一	
	健康課長	大塚 純子	
	介護保険課長補佐	小堀満美子	
	健康課長補佐	渡辺 良子	
こども未来部	こども未来部長	石川 佳男	5名
	子育て支援課長	大谷 薫	
	保育課長	高橋 文男	
	こども総合サポートセンター長	諏訪 敏郎	
	保育課子育て認定係長	高根澤秀明	
教育委員会事務局	教育次長	上林 浩二	11名
	教育総務課長	高橋 年和	
	学校教育課長	駒場 秀明	
	生涯学習課長	仲田 順一	
	文化課長	渡辺 靖	
	スポーツ振興課長	田野井秀雄	

	国体推進室長	塩澤 昌宏	
	学校給食共同調理場長	藤倉 利一	
	図書館長	秋本 敏	
	川上澄生美術館事務長	北條 直子	
	教育指導担当	湯澤 正弘	
合 計			33名

文教民生常任委員会 審査事項

- 1 議案第 78号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))
- 2 議案第 82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)について
- 3 議案第 83号 令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 4 議案第 87号 令和元年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 5 議案第 88号 令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 6 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 7 議案第101号 鹿沼市体育館条例の一部改正について
- 8 議案第102号 鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 9 議案第103号 鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例の一部改正について

令和元年第6回定例会 文教民生常任委員会概要

○館野委員長 今回、改選後、はじめての常任委員会になりますので、一言ご挨拶させていただきます。

今回、文教民生常任委員会は、このようなメンバーで、私で、あとは副委員長で阿部議員がやらせていただきますので、執行部の皆様には、何かとお世話になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、継続調査が、閉会中の継続調査がありまして、まだこれから決めていく途中ではあるのですが、予定としては、ICTを活用したワンストップ窓口ということで、進めていければと思っておりますので、その点に関しましても、執行部の皆様の意見を聴取しながら、進めていきたいと思っておりますので、この1年間、よろしくお願ひします。

○阿部副委員長 副委員長を務めます阿部秀実です。

館野委員長を補佐して、文教民生常任委員会、一生懸命頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○館野委員長 では、開会に先立ちまして、お願ひいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願ひいたします。

また、本日、常任委員会終了後、協議会に切り替え、台風第19号の被害に関する各会派からの要望について、意見交換を行いますので、付託された議案につきましては、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願ひいたします。

それでは、ただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案9件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第78号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))のうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願ひします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 おはようございます。生活課長の鈴木です。

それでは、議案第78号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))のうち、市民部関係予算について 説明いたします。

「補正予算に関する説明書」の7ページをお開きいただきたいと思います。

○増淵委員 これって第4号、第3号。

○鈴木生活課長 第3号になります。

7ページになります。

歳出について、説明いたします。

2 款 総務費 1 項 8 目財産管理費の説明欄、「コミュニティセンター維持管理費」の 557 万 4,000 円の増額につきましては、台風 19 号で被災しました加蘇コミュニティセンター裏山の崩落土砂の撤去費用などを計上するものであります。

以上で、令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○館野委員長 小林厚生課長。

○小林厚生課長 厚生課長の小林です。よろしくお願いいたします。

議案第 78 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。本補正予算は台風第 19 号による災害対応に関する予算を計上したものであります。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書 3 ページをお開きください。

3 段目、16 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金の説明欄 災害救助費県負担金 375 万円の増につきましては、台風第 19 号に起因し死亡した方の遺族に支給する弔慰金に対する県負担金で、補助率は 4 分の 3 であります。

次に、4 段目、16 款 県支出金 2 項 3 目 衛生費県補助金の説明欄 1 段目、保健指導費県補助金、保健衛生事務費県補助金 217 万 1,000 円の増につきましては、環境衛生の悪化に伴う感染症を予防するための感染症予防事業補助金であり、補助率は 3 分の 2 であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7 ページをお開きください。

2 段目、3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費の説明欄、貸付金 450 万円の増につきましては、家屋等に被災を受けた世帯に対する災害援護資金貸付金を計上するものであります。

3 段目、3 款 民生費 4 項 1 目 災害救助費の説明欄、扶助費 6,500 万円の増につきましては、被災を受けた世帯に対する災害見舞金及び死亡された方の遺族への弔慰金を計上するものであります。

次に、4 段目、4 款 衛生費 1 項 1 目保健指導費の説明欄、保健衛生事務費 325 万 7,000 円の増につきましては、水害被害地域における感染症予防のための消毒にかかる費用であり、主なものは造園建設業協会に委託した消毒噴霧業務であります。

以上で、令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課長の高橋です。

議案第 78 号 専決処分事項（令和元年度一般会計補正予算（第 3 号））のうち、教育委員会関係予算についてご説明いたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書（第3号）」の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 段目、15 款 国庫支出金 1 項 3 目 災害復旧費国庫補助金の説明欄 2 行目、公立学校施設災害復旧費国庫負担金 1 億 4,415 万 6,000 円の増につきましては、「清洲第一小学校」、「粕尾小学校」などの災害復旧工事費に伴う国庫補助金で、負担率は3分の2であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

11 ページをお開きください。

3 段目、10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の説明欄の○、スクールバス管理費 547 万 9,000 円の増につきましては、他校での授業再開に伴う「清洲第一小学校」の児童移送のための費用であります。

4 段目、10 款 教育費 2 項 1 目 学校管理費の説明欄、最初の○、小学校管理費 1,150 万円の増につきましては、需用費 150 万円が、「清洲第一小学校」の消耗品の購入費用など、備品購入費 1,000 万円が、「清洲第一小学校」、「粕尾小学校」の被災備品の購入費用であります。次の○、情報化教育推進事業費 119 万 5,000 円の増につきましては、「清洲第一小学校」、「粕尾小学校」のサーバー水没対応業務委託に要する費用であります。

5 段目、10 款 教育費 4 項 2 目 図書館費の説明欄の○、図書館管理費 500 万円の増につきましては、本館の雨漏り防水修繕及び照明器具修繕等に要する費用であります。

次のページ、13 ページをお開きください。

一番下の段、11 款 災害復旧費 3 項 1 目 公立学校施設災害復旧費の説明欄の○、公立学校施設災害復旧費 2 億 1,873 万 9,000 円の増につきましては、需用費 198 万円が、市内小中学校運動場整備用の「砂」、委託料 300 万円が、「清洲第一小学校」、「粕尾小学校」の既存建物構造等調査業務。

次のページにまたぎますが、工事請負費 2 億 1,375 万 9,000 円が、「清洲第一小学校」、「粕尾小学校」などの復旧工事に要する費用であります。

以上で、議案第 78 号 専決処分事項（令和元年度一般会計補正予算（第 3 号））のうち、教育委員会関係予算について説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ございませんか。

○谷中委員 1 つぐらいは。

○館野委員長 では、1 つぐらい。

○増淵委員 1 つぐらいけ。

○館野委員長 それでは、谷中委員。

○谷中委員 谷中です。よろしく申し上げます。

12 ページで、今教育委員会のほうで説明をいただいたわけなのですが、消耗品と備品ということで、ご説明があったと思うのですが、もうちょっと備品についてはどんなものということで、わかれば教えていただきたいと思います。お願いします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いいたします。駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 お世話になります。学校教育課長の駒場です。

谷中委員のほうから、備品、または需用費の消耗品の関係で、ご質疑を受けました。

特に、清洲第一小学校につきましては、体育館、または校舎のほうの災害のものがひどいことでありまして、消耗品一式ということで、コピー用紙、それを含めた事務用品、それとワックスとか、消耗品等の清掃用具等が主なものということで、予算を計上させていただきました。

また、1,000 万円の備品につきましては、清洲第一小学校については、体育館の放送用具、放送機具ですね、また、放送室のほうの機具、また、牛乳保冷庫、これは給食の関係の機具となりますが、それが主なものになります。

また、粕尾小学校につきましては、体育館が被災を受けたということで、体育館のほうで備蓄といたしますか、保管をしておりました体育館用のセーフティマット、また、石油のファンヒーターがかなり大きなものを占めておりまして、そのほかに体育館の中で、電子ピアノがありましたので、それが主なものということでご理解いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

よろしいですか。

○谷中委員 はい、大丈夫です。

○館野委員長 ほかにご質疑はございませんか。

では、質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 78 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 82 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第 4 号)についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 生活課長の鈴木です。

それでは、議案第 82 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第 4 号)のうち、市民部関係予算について説明いたします。

「補正予算に関する説明書」の9ページをお開きください。

2款 総務費 1項 8目 財産管理費の説明欄、2つ目の○、「コミュニティセンター維持管理費」の600万円の増額につきましては、栗野コミュニティセンターの屋根修繕や加蘇コミュニティセンターの高圧受電設備更新等の施設機器修繕に要する経費を計上するものであります。同じく、2款 総務費 1項 11目 地域振興費の説明欄、「コミュニティセンター整備事業費」の7,884万8,000円の増額につきましては、北犬飼コミュニティセンター建設に伴う敷地造成のための外構工事費を計上するものであります。

次に、11ページをお開きください。

2段目、3款 民生費 1項 1目 社会福祉総務費の説明欄、一番目の○、「国民健康保険特別会計繰出金」の1億7,249万7,000円の減につきましては、平成30年度の国保制度の改革に伴い、昨年度に引き続き、過去の一般会計繰出金における、国の「繰出基準」を超える額について、精算するための調整額を計上するものであります。

以上で、令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）のうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○館野委員長 小林厚生課長。

○小林厚生課長 厚生課長の小林です。よろしくお願いいたします。

議案第82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

4段目、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金の説明欄2段目、扶助費国庫負担金125万円の増につきましては、生活保護法第38条第2項及び第75条第1項第1号に基づき、市が支弁した救護施設委託事務費の実績見込みの増に伴う国庫負担金の増であり、補助率は、4分の3であります。

次に、5段目、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄2段目、施行事務費国庫補助金71万5,000円の増につきましては、生活保護業務関係電算システムの改修費に対する補助金であります。

その下の段 3目 衛生費国庫補助金の説明欄1段目、保健指導費国庫補助金、子育て保健サービス事業費国庫補助金 51万3,000円の増につきましては、母子保健情報連携関連機能対応に伴うシステム改修費に対する補助金で、補助率は3分の2であります。

同じ説明欄、次の予防費国庫補助金、予防接種費国庫補助金 632万1,000円の増につきましては、風しんの患者数の増加に伴い実施する対策として実施いたします、緊急風しん抗体検査等事業に対する補助金で、補助率は2分の1であります。

次に、5ページをお開きください。

7 段目、21 款 諸収入 4 項 3 目 雑入の説明欄、生活保護費国庫負担金精算金 669 万 9,000 円の増につきましては、生活保護費の介護扶助費における平成 30 年度の事業実績により、国庫負担金の追加交付額を計上するものであります。

同じ雑入の説明欄、障害者自立支援事業費国庫精算金 951 万 7,000 円の増につきましては、平成 30 年度障害者自立支援給付費等の事業実績による、国庫負担金の追加交付額を計上するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11 ページをお開きください。

2 段目、3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費の説明欄、2 つ目の○、介護保険特別会計繰出金 4,686 万 8,000 円の減につきましては、介護給付費及び介護保険料軽減事業における過年度の事業実績に基づく精算を行うため、減額するものであります。

次の 2 目 障害福祉費の説明欄、障害者自立支援事業費の償還金 77 万 5,000 円の増につきましては、平成 30 年度障害者自立支援医療給付の事業実績により、県負担金を返還するものであります。

次の 3 目 高齢者福祉費の説明欄、介護保険特別対策事業費償還金 52 万 4,000 円の増につきましては、介護保険特別対策事業費における平成 30 年度の事業実績により、県補助金を返還するものであります。

次に、13 ページをお開きください。

2 段目、3 款 民生費 3 項 1 目 施行事務費の説明欄、生活保護運営対策事務費 8,563 万 6,000 円の増につきましては、生活保護業務関係電算システム改修の委託料及び、生活保護費の生活扶助費、医療扶助費及び生活困窮者支援事業費における平成 30 年度の事業実績より、国庫負担金を返還するものであります。

続いて、2 目 扶助費の説明欄、救護施設委託費の施設措置 166 万 8,000 円の増につきましては、救護施設入所者が増加したことにより、救護施設への委託事務費を計上するものであります。

3 段目、4 款 衛生費 1 項 1 目 保健指導費の説明欄、2 つ目の○、子育て保健サービス事業費 99 万 3,000 円の増につきましては、母子保健情報連携関連機能対応に伴うシステム改修の委託料と、母子保健衛生費国庫補助金における産婦健康診査受診者が、1,062 件と減少したことに伴い返納が生じるものであります。

次の段、2 目 予防費の説明欄、予防接種費 1,767 万 9,000 円の増につきましては、風しんの抗体検査及び風しん第 5 期定期接種のための費用を増額するものであります。

次に、15 ページをお開きください。

1 段目、引き続き 2 目 予防費の説明欄、1 つ目の○、生活習慣病予防対策事業費 445 万 5,000 円の増につきましては、30 年度の肝炎ウィルス検診の受診者が、1,682 人と減少したこと、ま

た、委託単価の安価な集団検診の受診者が多かったことにより、健康増進事業県補助金に返納が生じるものであります。

以上で、令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の大谷です。よろしくお願いいたします。

議案第82号「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」中、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

上から4番目の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 4,786万1,000円の増につきましては、本年10月から、新制度に移行した、3幼稚園への給付費及び保育の無償化に伴う認定こども園など、保育料の国の負担分であります。

次の段、2項2目 民生費国庫補助金の説明欄、児童福祉施設整備事業費国庫補助金 90万円の増につきましては、茂呂保育園が整備する防犯カメラ設置に対する補助金であります。

次の、ひとり親家庭福祉対策費国庫補助金 79万8,000円の増につきましては、ひとり親家庭自立支援給付金事業の実績を見込み、増額するものであります。

次に、5ページをお開きください。

上から2番目の段、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 360万3,000円の増につきましても、先ほどの国庫負担金同様、3幼稚園への給付費の県負担分になります。

一番下の段、21款 諸収入 4項3目 雑入の説明欄、公立保育園副食費 534万6,000円の増につきましては、保育料の無償化に伴い、3歳児クラス以上の副食費が保護者の別途負担となるため、新たに計上いたしました。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11ページをご覧ください。

一番下の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄、2つ目の○ 児童福祉総務事務費 1,435万1,000円の増につきましては、平成30年度の各種補助金などの確定に伴い、国及び県への返還金であります。

内訳といたしましては「子ども・子育て支援交付金」が787万2,000円、「子どものための教育・保育給付交付金」が580万8,000円及び「県の施設型給付等事業費補助金」67万1,000円であります。

次の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 5,507万円の増につきましては、歳入でもご

説明いたしました、3 幼稚園への給付費及び保育料の無償化に伴う、認定こども園等に対して給付する保育料分であります。

次の、児童福祉施設整備事業費 135 万円の増につきましても、歳入でご説明いたしました、茂呂保育園への防犯カメラの整備費補助金で、補助率は、国が2分の1・市が4分の1となっております。

続きまして、13 ページをお開きください。

3 目 こども支援費の説明欄、1 つ目の○、ひとり親家庭福祉対策費 208 万円の増につきましては、各種資格取得を支援する、ひとり親家庭自立支援給付金事業の実績を見込み、106 万 5,000 円を、及び平成 30 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の確定に伴う償還金 101 万 5,000 円をそれぞれ計上するものであります。

次の、家庭こども相談事業費 41 万 7,000 円の増につきましては、相談員の訪問記録など、管理システムについて、セキュリティ機能を強化するため、既存のネットワークから分離する機器の借上料であります。

次に、一番下の段、4 款 衛生費につきましても、15 ページをご覧ください。

1 項 6 目 子育て支援保健対策費の説明欄、妊産婦医療対策事業費 400 万円につきましても、本年 10 月から医療費の改定を含めた、実績を見込み増額するものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」中、こども未来部が所管する歳入・歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課の高橋です。

議案第 82 号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会関係予算についてご説明いたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書（第4号）」の3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

下から2 段目、15 款 国庫支出金 1 項 3 目 災害復旧費国庫負担金の説明欄 3 段目、3 節の説明欄の2 行目になりますが、公立学校施設災害復旧事業費国庫負担金 941 万 6,000 円の増につきましては、歳出でもご説明させていただきますが、「西中学校災害復旧事業」に伴う国庫負担金であり、負担率は3分の2であります。

次の段、ここから、15 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金になりますが、次のページ、5 ページをお開きいただきたいと思います。

1 段目、5 目 教育費国庫補助金の説明欄 2 行目、北小学校整備事業費国庫交付金 1 億 1,119 万 2,000 円の増につきましては、「北小学校整備事業費」に伴う国庫交付金でありまして、負担率は3分の1であります。

次に、21 ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。

下から2段目、10款 教育費 2項 1目 学校管理費の説明欄、最初の○、小学校管理費 1,371万 6,000円の増につきましては、小学校の電気エアコン整備に伴い不足が見込まれる電気料について計上するものであります。

次の○、校舎等施設整備事業費 1,061万 3,000円の増につきましては、工事請負費が東小学校給食用昇降機改修工事に係る経費等で、償還金が旧西大芦小学校に係る財産処分に伴う返還金を計上するものであります。

次の段、10款 教育費 3項 1目 学校管理費の説明欄の○、校舎等施設整備事業費 500万円の増につきましては、23ページに続きますが、南押原中学校南校舎給水管工事、南摩中学校体育館給水管改修工事並びに北犬飼中学校高圧気中開閉器改修工事に係る経費を計上するものであります。

23ページの2段目、10款 教育費 4項 2目 図書館費の説明欄の○、図書館管理費 100万円の増につきましては、図書館本館雨漏り修繕及びトイレ漏水修繕等に係る経費を計上するものであります。

次の欄、4目 人権教育費の説明欄の○、南部地区会館管理費 40万円の増につきましては、南部地区会館集会室の床修繕に係る経費を計上するものであります。

次の段、10款 教育費 5項 1目 保健体育振興費の説明欄の○、生涯スポーツ振興事業費 700万円の増につきましては、オリンピック聖火リレー開催関連経費を計上するものであります。

次の欄、2目 体育施設費の説明欄の○、体育施設管理運営費 2,750万円の増につきましては、自然の森サッカー場駐車場整備に係る経費を計上するものであります。

次のページ、25ページをお開きください。

2段目、11款 災害復旧費 3項 1目 公立学校施設災害復旧費の説明欄の○、公立学校施設災害復旧事業費 1,412万 5,000円の増につきましては、歳入でもご説明させていただきましたが、台風19号により被災いたしました「西中学校テニスコート」の土砂等の撤去及びテニスコート等の復旧工事に係る経費を計上するものであります。

以上で、議案第82号「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会関係予算についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。谷中委員。

○谷中委員 14ページなのですが、救護施設委託費で増加の、増えたということで、増額になったということなのですが、ちょっと詳しく内容を教えてもらえますか。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。小林厚生課長。

○小林厚生課長 厚生課長の小林です。

救護施設は、県内に2カ所あるのですけれども、そのうち、5月まで、4名が入所していたのですが、5月の末から、1名が施設に入所しましたので、10カ月分の事務費を、委託費を計上

したものであります。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

よろしいですか。

○谷中委員 はい。

○館野委員長 ほかに質問ないですか。藤田委員。

○藤田委員 すみません、今のところの関連なのですけれども、歳入のほうで国庫負担金、救護施設委託費国庫負担金があるかと思うのですが、要は歳出のほうが増えたために、歳入のほうも増えたというふうな理解でよろしいのですか。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。小林厚生課長。

○小林厚生課長 厚生課長の小林です。

はい、国庫補助金が、4分の3入りますので、その分を計上したものであります。

○館野委員長 よろしいですか。はい。

谷中委員。

○谷中委員 16ページの生活習慣病予防対策事業費で、安価な検査なのだというご指摘だったと思うのですけれども、その検査は、どのくらいの差があって、どんなふうだったのか、お願いします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。大塚健康課長。

○大塚健康課長 健康課の大塚です。

ただいまの質問にお答えします。

肝炎ウイルス検診ですが、検診の集団か、個別かで、差があります。

個別検診の場合には、特定健診と同時に実施すると、肝炎のB型とC型両方やりますと、4,579円の委託単価です。

それで、単独で、特定健診と一緒にではなくて、単独で肝炎ウイルス検診だけをやりますと8,705円になります。

それで、C型のみ単独ですと、7,409円。

それで、比較的単価の安いというのは、集団検診のほうなのですが、集団検診を、Bと一緒に、集団検診のときに、特定健診と同時にBとCをやりますと、2,808円、Cのみでは、2,268円、Bのみでは648円というふうに、集団でやるのと個別でやるのでは、差が、単独か、特定健診と同時実施かで、差が結構あるので、ここで、集団のほうで今回多かったのが、償還金が出ました。以上です。

○館野委員長 谷中委員、大丈夫ですか。

○谷中委員 はい。

○館野委員長 では、ほかに質疑はございますか。増淵委員。

○増渕委員 14 ページ、ひとり親家庭福祉対策費というのが計上されていますけれども、これ具体的にどういう、自立支援というのは、どういうことをやっているのか、内容をお聞かせください。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。諏訪こども総合サポートセンター長。

○諏訪こども総合サポートセンター長 こども総合サポートセンター長の諏訪です。よろしくお願ひいたします。

今の増渕委員のご質問なのですけれども、これにつきましては、ひとり親家庭の各種生活支援を実施いたしまして、母子家庭等の生活比率の、児童福祉の向上を図るための目的でございます。

具体的な内容につきましては、いくつか給付金事業を行っているのですけれども、まず1つ目が、自立支援教育訓練促進給付金というのがありまして、これはひとり親家庭の交付金、父母の就労支援のために、各種資格取得のために要した受講経費の6割を支給する事業でございます。

それと、高等職業訓練促進給付金というのがありまして、これにつきましては、ひとり親家庭の父母が看護師や介護福祉士など、生活の安定に役立つ資格取得のために、就学期間の生活費の一部を助成する事業でございます。

それともう1つは、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業というのがありまして、これは高等学校を卒業していないひとり親家庭の父母及びその児童が、よりよい条件で就労できるように、高等学校卒業程度の認定試験の合格を目指す場合に、受講費用の2割を給付事業とする事業になっております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員 ありがとうございます。本当にひとり親で、ひとりで子供を育てるというのは大変なので、なるべく就職に当たって、資格とか、学歴とかというのが大切になるので、これからも手厚い支援をお願いいたします。よろしくね。

それと、もう1つ、いいですか、委員長。

○館野委員長 はい、大丈夫です。

○増渕委員 16 ページの、先ほどの谷中委員のほうからあった、生活習慣予防対策事業費、これを、どういうふうなことを、結局医療費が今かかってしまうので、その前の予防というのがすごく必要だと思うのですけれども、具体的にどういうふうなことを、詳細を説明願えればと思います。よろしくお願ひいたします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。大塚健康課長。

○大塚健康課長 健康課の大塚です。

ただいまの質問にお答えします。

生活習慣病予防対策事業費は、主に健康相談、健康教育、健康診断というふうに分かれており

ます。

今、肝炎ウイルスのお話をしましたが、健康診断のほうで、やはり肝炎ウイルス検診、あと 40 歳未満の骨粗しょう症検診等の各種生活習慣病に起因する検診を行っております。

がん検診は、またがん検診対策事業費というのがありますので、またそれは、また別な事業費になっております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 増渕委員。

○増渕委員 今のほとんどのあれが、がんと糖尿病からいろいろなことが発生するというのが今ほとんどの、いろいろなところに糖尿病を患ってということがあって、その予防と、あとどのくらいの人が、これの検診に受けているのか。その対象とパーセント、そのことをちょっと詳しくお聞かせ願えればと。

○館野委員長 資料ありますか。

○大塚健康課長 はい。

○館野委員長 大丈夫ですか。では、執行部の説明をお願いします。大塚健康課長。

○大塚健康課長 健康課長の大塚です。

ただいまの質問にお答えします。

糖尿病関係に関しましては、この生活習慣病予防対策事業費ではなく、保険者ごとになっておりますので、国民健康保険のほうの、特定健診というものになっておりますので、事業費のほうは、そちらの国保のほうの特定健診で糖尿病の早期対策とかもやっております。

それで、受診率に関しては。

○増渕委員 わからなければ、後で、いいよ、いいよ。

○大塚健康課長 はい、はい。

そちらで糖尿病予防対策事業のほうも行っているのですが、実際に保健指導や健康教育に関しましては、健康課のほうでも一緒にあわせて行っております。

教室関係も健康課でも行っております。以上です。

○増渕委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○館野委員長 ほかにご質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 すみません、16 ページなのですが、妊産婦の医療対策事業費で、実績見込みで増額ということなのですが、もうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の大谷です。

ただいまの質問にお答えします。

妊産婦医療費で、妊産婦が増えたというわけではないのですね。

若干、昨年よりも出生率、出生数は、昨年度 600 人切りましたけれども、600 人以上にはなる

ということなのですが、実は、医療費全般にわたって、令和元年の10月から、0.41%アップしました、医療費自体が。

それは、あまり大きな影響ではないのですが、実は近年帝王切開で出産する方が増えております。

帝王切開になりますと、医療費の対象ということで、全額妊産婦医療費になってしまいます。自然分娩であれば、医療費の対象外ですので、要は妊婦のときにかかったり、産後にかかったりとか、そういうもので済むのですけれども、もう出産の分娩費自体がこれの対象になっていきますので、そういうことで、ちょっと数字的には、近年やはり大きな病院とかは、実は17.9%の帝王切開の率だったのですが、それが令和元年の状況ですと25%にアップしています。実際これが帝王切開のアップ率なものですから、そういう形で医療費のほうが増えてまいりましたので、実績を見込んで増額させていただきました。以上です。

○館野委員長 よろしいですか。はい。

○谷中委員 ちょっと人数が増えたのかなと思ったのですが、若干昨年よりは多くなるということなので、ちょっと安心したのですけれども、ちょっと帝王切開ということで、やはりおなかに、心配事があると、今は帝王切開でという感じになるので、その辺は仕方ないのかなと思うのですけれども、はい、ありがとうございました。

○館野委員長 ほかにご質疑はございませんか。藤田委員。

○藤田委員 すみません、北小学校整備の国庫交付金のことについてお聞きしたいのですけれども、今回の歳入のみの増額ということになっておりますが、歳出のほうの増額はないのかなと。

それで、今回、国庫交付金が増えた理由というか、後から何か決定されたとか、もしそういったところ、あればご説明お願いいたします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課長の高橋です。

ただいまの藤田委員の質問について、ご説明いたします。

北小学校の大規模の改修につきましては、継続費ということで、3年間の継続費として計上しております。

そのうち、10月をもちまして、第1期工事が終了したということでありまして。

12月から、第2期工事が着手することによりまして、第2期工事に見込まれる補助金を1億1,119万2,000円の増額をしたものでありまして、継続費合計でしますと、国庫補助金については、2億1,838万4,000円を継続費として計上しているところであります。

ただいまのご質問の中に、歳出がないのかというお話がありましたが、冒頭申し上げましたように、継続費ということで、各年計上しておりますので、今回につきましては、歳出につきましては、当初予算どおり執行してまいりたいというふうに考えております。

なお、継続費でありますので、残金が出た場合につきましては、逡次繰越ということで、翌年に繰り越して、歳出に充てるという手法をとらせていただいております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長　そういうことであります。

○藤田委員　確認ですが、1期工事、2期工事というのが、その期別ごとによって、1回精算されるというか、そんな考え方でよろしいのですかね。

○館野委員長　高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長　教育総務課長の高橋です。

ただいまの藤田委員の質問について、ご説明いたします。

1期工事、2期工事で分かれているのかというご質問かと思いますが、当初工事を、補助金を算定するに当たりまして、全体のを1つの工事ということで、補助金、査定を受けておりますので、それを区分けしているということになりますので、最後には歳出等に应じまして、実際の精算が生じてくるということになります。

以上で説明を終わります。

○館野委員長　よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。では、阿部委員。

○阿部委員　24ページの説明で、図書館管理費、本館の雨漏りの補修工事ということで説明がありました。

この工事は、いつまでに完了するのかということと、本館は大分老朽化が進んでいるようですが、雨漏りだけではなくて、本来なら空調とか、全部やるべきだったのではないかというふうに思うのですが、その辺、確認の意味で、考え方とかを、もしあれば。

○館野委員長　執行部の説明をお願いします。秋本図書館長。

○秋本図書館長　図書館長の秋本です。

ただいまの阿部委員からのご質問にお答えいたします。

図書館管理費の100万円の増につきましては、図書館本館1階開架室南側、場所的には川上澄生美術館がある側になりますけれども、そちらの雨漏り箇所の、原因が特定されなかったということが、これまでございまして、雨漏りの疑われる屋外外部の柱をブルーシートで覆いまして、経過観察をしましたところ、当該外部柱からの雨漏りがあることが特定されましたので、その修繕を行うこととあります。

内部につきましては、外部柱への、屋根からの雨水が直接当たらないよう、樋の設置と、外部柱の塗膜防水塗装を行うこととあります。

今回12月補正では、これまでの雨漏り対策としての修繕費用を計上いたしましたものでありまして、台風19号の雨漏り修繕につきましては、先ほどの第3号のほうの予算計上をさせていただいているところであります。

また、今後の修繕ということですが、図書館本館は、建築後 30 年を経過しておりまして、かなり空調設備等も老朽化をしているところでもあります。

そちらにつきましては、今後、全体改修の中で優先順位をつけながら、教育委員会全体の中で改修をしていくということで考えております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。市民の皆さんが使う、大切な図書館なので、いろいろ計画を立てながら進めていただければと思います。以上です。

○館野委員長 ほかにご質疑はございませんね。

では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 82 号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 83 号 令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。よろしくお願ひいたします。

議案第 83 号 「令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」について、ご説明いたします。

「令和元年度 補正予算に関する説明書」の 2 番目のインデックス、国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

4 款「県支出金」2 項 1 目「保険給付費等交付金」54 万円の増につきましては、「応益割に係る旧被扶養者の減免期間見直しに伴うシステム改修に係る特別交付金」で、補助率は 100% です。

次に、2 段目、6 款「繰入金」1 項 1 目「一般会計繰入金」1 億 7,249 万 7,000 円の減につきましては、先ほどの一般会計補正予算でご説明しましたが、平成 30 年度の国保制度の改革に伴い、昨年度に引き続き、過去の一般会計繰入金における、国の「繰入基準」を超える額について精算するための調整額を計上するものです。

次に、3 段目、7 款「繰越金」2 億 9,476 万 2,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

一番下の段、8 款「諸収入」4 項 3 目「雑入」の説明欄、2 行目の「雑入」121 万円の増につきましては、「医療保険資格のオンライン確認等に伴うシステム改修に係る事業費補助金」で、

補助率は100%です。

また、同じく説明欄の一番下、「普通交付金過年度清算金」2,375万9,000円の増につきましては、平成30年度普通交付金の確定に伴う清算金です。

5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款「総務費」1項 1目「一般管理費」の説明欄、一番目の○、「国民健康保険関係職員給与費」542万1,000円の増につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴う、給料や職員手当、共済費の増額によるものです。

また、同じく説明欄の2番目の○、「国民健康保険事務費」175万円の増につきましては、「応益割に係る旧被扶養者の減免期間見直し」及び「医療保険資格のオンライン確認等」に伴うシステムの改修費用です。

次に、2段目、7款「諸支出金」2項 5目「償還金」2,889万円の増につきましては、「療養給付費等国庫負担金」及び「特定健康診査等国庫負担金」の、平成30年度事業実績に基づく償還金であります。

一番下の段、8款「予備費」1億1,171万3,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ございませんか。阿部委員。

○阿部委員 ただいまの説明で、4ページで、前年度繰越金2億9,400万円、補正前の額が500万円と、かなり大きく変化しているというところでは、平成30年度は、栃木県、県全体での広域化ということもあったところだと思うのですが、ちょっとよくわからなかったのですけれども、これは、この分黒字になったということですか、何か、ちょっとよく、その辺の説明、よくわからなかったので、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。大丈夫ですか。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課の渡辺です。

国民健康保険の特別会計の黒字かどうかというところだと思うのですが、平成30年度の決算につきましては、実質収支では2億9,976万2,000円の実質収支が出ております。

ただし、単年度実質収支ということで、繰入金、それから基金などのものを差し引いた、純粋な歳入歳出のところでございますと、実際に赤字というような状況になっております。

○増淵委員 数字を言ってください。

○渡辺保険年金課長 はい。

少々お待ちください。

○増渕委員 これ重要な部分ですので、当然想定内の質問だよな。すぐに答えないと。

○渡辺保険年金課長 すみません。

ずっと、概算になってしまいますが、平成 30 年度、2 億 9,000 万円ほどの実質の赤字というのが単年度実質収支の額でございます。

以上で説明を終わります。

○増渕委員 総額言って、そのぐらいで、どのぐらいの差引で、こうだって言わないとわからないよ。

○渡辺保険年金課長 すみません。

平成 30 年度の国民健康保険の歳入、全体の歳入総額が、歳入の決算額で、110 億 5,996 万 9,000 円、歳出の決算額で 107 億 6,020 万 7,000 円、その中から、国庫支出金、基金等の投入が、平成 30 年度につきましては、1 億 8,000 万円、それから一般会計などの繰入金 3,600 万円等、そちら差引まして、実質収支が 2 億 9,976 万 2,000 円、こちらのほうが赤字となっております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 全体の中で、赤字が出ていて、その前の 6 番の繰入金のところでは、国の基準額で、減額ということで、1 億 7,000 万円三角になっているのですが、この関係では、どういうことですか。お願いします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

申し訳ございません。今、実質収支額を赤字というふうな形でご説明してしまいましたが、実質収支のほうが 2 億 9,976 万 2,000 円というのが、プラスでございますので。

○増渕委員 黒字だよな。

○渡辺保険年金課長 はい。

それが繰越になってきているというところでございます。

そのうち、基金等、純粋な歳入歳出を取り除いたところで、単年度収支というものが 2 億 9,179 万 3,000 円、こちらのほうが赤字という状況になってございますので、基金などの投入により、負担、保険税等の負担増とならないように、全体の収支のバランスをとった会計決算状況になっております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 やはりこのことは、平成 30 年度より国保全体の税率を、国保引き下げましたよね。それで、その分を国保運営基金から繰り出したということだと思うのですが、その分が、その繰り出した部分というのが赤字になったということなだけですね。

○館野委員長 渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長、渡辺です。

ただいまのご質問につきまして、平成 29 年度、制度改革前につきましては、単年度実質収支は黒字だったところなのですが、制度改革に伴いまして、保険料、国保税のほうを引き下げを行いました結果、平成 30 年度の決算では、単年度の実質収支が赤字となり、阿部委員のおっしゃるように、基金の投入が必要になり、そちらを活用して、収支バランスをとったということになります。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 大体わかりました。

では、最後 1 個だけ確認で、国保運営基金は、これで繰り出した後は、残額的にはどういうふうになりますか。

○館野委員長 渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

平成 30 年度の決算、年度末現在高は 24 億 1,015 万 1,000 円となっております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

○館野委員長 増淵委員。

○増淵委員 言っておきますけれども、ここの常任委員会では、このぐらいの補正の、こんな何ページもないようなことだと、今の阿部委員の質問は想定内です。

このぐらいのことは、スパスパスパ課長クラスは答えられるようにしてください。

これは、渡辺課長だけではなくて、以下の全員の、ここに出席している課長に、全体に言っておきますね。これから、こういうことは、ある程度自分の中で想定して、どこまで聞かれるかというような、範囲が狭いので、これぐらいのことはきちんと答えられるようにしてください。お願いします。

いいよ。

○館野委員長 はい。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 83 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(「異議あり」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議がございますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○館野委員長 賛成多数により、原案どおり、可とすべきものと決しました。

では次に、議案第 87 号 令和元年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤介護保険課長。

○齋藤介護保険課長 介護保険課長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

議案第 87 号 「令和元年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)」について、一括してご説明をいたします。

補正予算に関する説明書 6 番目のインデックス、介護保険特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 2 目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 395 万 4,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき国庫負担分を、増額するものであります。

4 款 支払基金交付金 1 項 1 目介護保険給付費交付金 74 万 2,000 円、及び 2 目 地域支援事業支援交付金 115 万 2,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき第 2 号被保険者保険料負担分を、増額するものであります。

5 款 県支出金 1 項 県負担金 1 目 介護給付費負担金 155 万 5,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づきまして、県負担分を増額するものであります。

5 款 県支出金 3 項 県補助金 1 目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 248 万 3,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき県補助金を、増額するものであります。

次の欄、7 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金 5,736 万 1,000 円の減、2 目 介護保険料軽減繰入金 89 万 4,000 円の減、3 目 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 61 万 6,000 円の減、4 目 地域支援事業繰入金(包括的支援・任意事業) 25 万 2,000 円の増及び 5 目 その他一般会計繰入金 1,136 万 4,000 円の減につきましては、過年度の事業実績に基づく精算を行うためのものであります。

次の段、7 款 繰入金 2 項 基金繰入金 1 目 介護給付費準備基金繰入金 2,478 万 8,000 円につきましては、過年度の事業実績に係る歳入・歳出の調整のため、増額するものであります。

一番下の段、8 款 繰越金 1 項 繰越金 1 目 繰越金 1 億 6,655 万 1,000 円につきましては、過年度の歳入・歳出差引により、増額するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

4款 基金積立金 1項 基金積立金 1目 介護給付費準備基金積立金 1億 8,078万 7,000円につきましては、過年度の事業実績に基づく増額分を計上するものであります。

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 償還金 2,242万 6,000円につきましては、介護保険給付費及び低所得者介護保険料軽減における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県負担金の受入超過分を国庫支出金等の償還に充てるため、増額するものであります。以上で、議案第87号 令和元年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○館野委員長 齋藤課長のほうで、積立金の計算間違えました。

○齋藤介護保険課長 すみません、読み間違えてしまいました。申し訳ありません。

申し訳ありません。介護給付費準備基金積立金1億 878万 7,000円で行いました。大変申し訳ありません。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 ないですか。

（「大丈夫」と言う者あり）

○館野委員長 では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第87号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第87号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第88号 令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

議案第88号 「令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

「令和元年度 補正予算に関する説明書」の下から3番目のインデックスになります。後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

4款「繰越金」1,305万 5,000円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

4款「予備費」1,305万5,000円の増につきましては、前年度決算に伴う繰越金の調整として計上するものであります。

以上で、令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第88号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第88号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第93号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。亀山高齢福祉課長。

○亀山高齢福祉課長 高齢福祉課長の亀山です。

議案第93号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

鹿沼市高齢者福祉センターは、高齢者の休養、娯楽、健康の増進、教養の向上、機能回復訓練などを目的とした施設で、老人福祉法の規定に基づき、社会福祉法人に限定した公募とし、鹿沼市社会福祉協議会を指定するものであります。

指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。指定期間3年間の理由でありますけれども、当施設につきましては、隣接する高齢者・障がい者トレーニングセンター等との周辺施設との連携した運営も含めた施設のあり方を早期に検討を行うためであります。

以上で、議案第93号についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第93号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第101号 鹿沼市体育館条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。田野井スポーツ振興課長。

○田野井スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の田野井です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 101 号 「鹿沼市体育館条例の一部改正について」 ご説明いたします。

本条例の改正でございますが、市民部の所管でございます「北大飼コミュニティセンター整備方針」に基づきまして、新たなコミュニティセンターの新築・移転先であります「鹿沼市職業訓練センター」内に設置されております北大飼体育館につきまして、新コミュニティセンターの駐車場として整備することから、既存の体育館を廃止して、解体するための一部改正でございます。

以上で、議案第 101 号 「鹿沼市体育館条例の一部改正について」の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 101 号については、原案どおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 101 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 102 号 鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。高橋保育課長。

○高橋保育課長 保育課長の高橋です。よろしく申し上げます。

議案第 102 号 「鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」 ご説明いたします。

今回の主な改正につきましては、本年 10 月から始まりました幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園・認定こども園及び保育園に通う 3 歳児クラス以上の児童については、給食のおかず代、また、おやつ代に当たる副食費が、無償となる保育料から切り離されまして、別途負担となったため、保護者から副食費を徴収できるよう、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されました。

これに伴いまして、市の条例も国の基準に合わせて、保護者から副食費を徴収できるように改正するものでございます。

また、併せて、低所得世帯や第 3 子以降の児童については、副食費の徴収を免除すること及び 3 歳児クラス未満の児童については、副食費が従来通り保育料の中に含まれているため、徴収しないことを規定したものであります。

なお、今回の幼児教育・保育の無償化に関する条例等の改正は、市町村の準備期間を考慮して、国の基準の改正内容が市の条例として定められたものとみなす 1 年間の経過措置が取られてい

るため、副食費の徴収は既に10月分から始まっておりますが、今議会に上程したものであります。

以上で、議案第102号についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。増淵委員。

○増淵委員 これに伴いまして、現場の保護者の方から、何か、これに、制度改正によって、何か意見とか、困るとか、「どういうふうになってるんだ」とかというような声は聞かれますか。そこまず1点だけお願いいたします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。高橋保育課長。

○高橋保育課長 ただいまの増淵委員の質問にお答えします。

事前に、各保育園の保護者の皆様には、制度改正について、ご説明をさせていただいておりますので、特に、そういったあれはございません。

それで、今までは、保育料が非常に安かった方が、副食費がとられることによって、逆転するような場合とか、そういうことを考えています、そういうことがあったらということでございましたけれども、鹿沼市の場合には、そういうことがございませんでしたので、特に何か問題があるというふうなことは聞いておりません。

以上で説明を終わります。

○増淵委員 はい、ありがとうございます。いいです。

○館野委員長 ほかに質疑はございませんか。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第102号については、原案どおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第102号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第103号 鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。大塚健康課長。

○大塚健康課長 健康課長の大塚です。よろしくお願いします。

議案第103号 「鹿沼市ペットの管理及びペット愛護等施設の設置に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

本改正につきましては、国の「成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に合わせ、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の規定を削除し、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、

必要な能力の有無を判断する規定を置くことに条例の一部を改正するものであります。

以上で議案第 103 号についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ございませんか。よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 103 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 103 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって、文教民生常任委員会を閉会いたします。

(午前 11 時 25 分)